

大刀洗町里帰り等妊婦健康診査費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、里帰り出産等の理由により、本町が母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦健康診査（以下「健康診査」という。）を実施するために契約した医療機関（助産所を含む。以下「契約医療機関等」という。）以外で健康診査を受診した妊婦に対して、健康診査の費用の一部（以下「健康診査費」という。）を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、もって安心して子を生み育てることができる環境の整備に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 健康診査を受診した日において、大刀洗町内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録原票に登録されている居住地をいう。）を有する者
- (2) 契約医療機関等以外の医療機関（助産所を含む。以下同じ。）において、健康診査を自己負担で受診した者

(支給の回数及び支給額)

第3条 健康診査費の支給の対象となる健康診査の回数は、1回の妊娠につき、町が別に定める回数から妊婦健康診査補助券を使用して受診した回数を減じた回数を限度とし、健康診査費の支給額は、本町が契約医療機関等に対して支払う委託料（健康診査に係る単価に相当する額）を限度とするものとする。

(申請)

第4条 健康診査費の支給を受けようとする者は、里帰り等妊婦健康診査費支給申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。

2 健康診査費の支給を受けようとする者は、前項の規定による申請を行う際に次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 母子健康手帳
- (2) 妊婦健康診査補助券
- (3) 医療機関が発行する領収書等（受診者の氏名、受診日、健康診査に係る費用であることが明示されているもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(申請の期間)

第5条 前条の規定による申請は、分娩した日（流産又は死産の場合は、妊婦健康診査を

最後に受診した日) を起算日として 6 か月を経過する日までの期間内に行わなければならぬ。

(支給の決定)

第 6 条 町長は第 4 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を規定するものとする。

2 町長は前項の場合において、支給を不適当と認めたときは、里帰り等妊婦健康診査費支給申請却下通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給)

第 7 条 町長は、前条の規定による審査の結果、支給することを決定した場合は、申請者に対して速やかに健康診査費を支給するものとする。

(返還)

第 8 条 町長は、健康診査費の支給を受けた者が虚偽その他不正の行為により支給を受けたと認めるときは、申請者に対して支給した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に受診した健康診査について適用する。